

○本別町空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱

令和6年10月25日

要綱第5号

(趣旨)

第1条 この要綱は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第23条第1項の規定に基づく空家等管理活用支援法人（以下「支援法人」という。）の指定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請)

第2条 法第23条第1項の規定による支援法人の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、空家等管理活用支援法人申請書（様式第1号）を町長に提出するものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- 一 定款等
- 二 登記事項証明書
- 三 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面
- 四 法人の組織及び沿革を記載した書面並びに事務分担を記載した書面
- 五 前事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表
- 六 当該事業年度の事業計画書及び収支予算書
- 七 これまでの空家等の管理又は活用等に関する活動実績を記載した書面
- 八 法第24条各号に規定する業務に関する計画書
- 九 その他業務に関し参考となる書類

(支援法人の指定)

第3条 町長は、前条第1項の規定による申請書の提出があった場合において、申請内容が別で定める「本別町空家等管理活用支援法人の指定等の基準」（令和6年10月25日施行）に該当すると認めるときは、法第23条第1項の規定により、当該申請者を支援法人として指定するものとする。

2 前項の指定の有効期間は、当該指定を決定した時点で有効な法第7条第1項の計画の期限までとする。

3 町長は、申請者を支援法人として指定した場合は、空家等管理活用支援法人指定書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

(名称等の変更)

第4条 法第23条第3項の規定による変更の届出は、名称等変更届出書（様式第3号）により行うものとする。

(業務の廃止)

第5条 支援法人は、その業務を廃止したときは、直ちに業務廃止届出書(様式第4号)により町長に届け出るものとする。

2 町長は、前項の規定による業務の廃止の届出を受けたときは、法第23条第1項の規定による指定を取り消すとともに、遅滞なく、当該支援法人の名称又は商号、住所、事務所又は営業所の所在地及び業務の廃止の届出を受けた年月日を公示するものとする。

(事業の報告)

第6条 支援法人は、その事業年度の事業計画書及び収支予算書を町長に提出するものとする。

2 支援法人は、事業年度終了後、遅滞なくその事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表を町長に提出するものとする。

(改善命令)

第7条 町長は、法第25条第2項の規定により、支援法人が業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、支援法人に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(指定の取消し)

第8条 町長は、法第25条第3項の規定により、支援法人が法第25条第2項の規定による命令に違反したときのほか、第3条第1項第1号、第3号若しくは第4号に掲げる要件に該当しないこととなったとき又は不正な手段により指定を受けたときは、第3条の規定による指定を取り消すことができる。

2 町長は、前項の規定により指定の取消しを行う場合は、指定取消書(様式第5号)により当該支援法人に通知するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年10月25日から施行する。